

令和5年度 保育施設等入所申し込みの手引き

※支給認定申請書を提出する前に必ずご一読ください。※



〈令和5年度年齢確認表〉

年 齢	生 年 月 日
5歳児	平成29年4月2日生 ~ 平成30年4月1日生
4歳児	平成30年4月2日生 ~ 平成31年4月1日生
3歳児	平成31年4月2日生 ~ 令和2年4月1日生
2歳児	令和2年4月2日生 ~ 令和3年4月1日生
1歳児	令和3年4月2日生 ~ 令和4年4月1日生
0歳児	令和4年4月2日生 ~

※保育年齢は各年の4月1日現在の年齢で決定します。（満年齢ではありません。）

〈入所手続きの流れ〉

申請書入手 → 支給認定申請書の提出 → 審査・利用調整 → 結果通知 → 入所

お問い合わせ先
神川町役場 町民福祉課 子育て支援担当

TEL：0495-77-2112

FAX：0495-77-2117

1. 幼稚園・認定こども園の1号認定（幼稚園部分）とは

- 幼稚園・認定こども園の1号認定（教育認定である幼稚園部分）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長に適した環境の下、幼児を教育保育し、その心身の成長を支援することを目的とした施設です。
- 神川幼稚園は住所が神川町にあり、年齢が入所を希望する年の4月1日時点満3歳以上であればどなたでも入園することができます。
- 教育認定により幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用される場合には、神川町役場で申請をする必要があります。新制度に移行しない幼稚園を利用する場合には町民福祉課でのお手続きはございませんが、無償化を希望する場合には学務課にて別途申請および認定が必要です。

2. 保育所（園）とは

- 保育所（園）は、保護者が仕事に従事していたり、病気にかかっていたりするため家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設です。
したがって、保育所（園）は小学校入学前の幼児教育のため、あるいは、集団生活に慣れさせるためといった理由では入所（園）の対象となりません。
あくまでも、保護者の就労等により、家庭で保育できない児童が対象となります。

3. 支給認定について

- 新制度に移行した幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合、町の支給認定を受ける必要があります。
申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。
ただし、この支給認定は、利用可能となる認定区分を判定するものであり、入所（園）を保証するものではありません。

認定区分	認定の要件	主な利用先
1号認定	満3歳以上で幼稚園等（教育）の利用を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 ^注	満3歳以上で保育所等の利用を希望する場合	保育所（園） 認定こども園（保育所部分）
3号認定 ^注	満3歳未満で保育所等の利用を希望する場合	保育所（園）・地域型保育 認定こども園（保育所部分）

注：2号・3号認定は、併せて「保育の必要量」について、家庭の就労状況等に応じて、『保育標準時間(最長11時間)』と『保育短時間(最長8時間)』に区分し、認定します。

● 支給認定の有効期間

支給認定には保育の必要な事由等に応じて、有効期間が定められています。ただし、保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取り消しとなります。

認定区分	支給認定の有効期間
1号認定	小学校就学の始期まで
2号認定	小学校就学の始期まで(保育の必要な事由が次ページの表以外の場合)
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで(保育の必要な事由が次ページの表以外の場合)

保育の必要な事由が、妊娠出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業・その他の場合

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
妊娠・出産	出産日から起算して出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
就学	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の開始日から起算して1年を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
その他	その他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間まで

● 障がいのある児童の入所（園）について

障がいがあると思われる児童についての入所（園）は、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ア. 障がいの程度が軽度から中程度であること。
- イ. 集団生活が可能であること。
- ウ. おおむね3歳児以上であること。（保育認定希望の方）

4. 保育認定(2号・3号認定)を希望される方へ

● 保育の必要性

保育認定を受けるには、児童及びその保護者が神川町に住所を有し、かつ児童の保護者が下記のいずれかの事由によりその児童を保育することができない状況である必要があります。

2・3号の認定基準表

保育の必要な事由	保護者の状況	保育必要量区分	必要な証明書
就 労	1か月あたりの就労時間が48時間以上であること。	保育標準時間 (月120時間以上労働) 短時間 (月48時間以上 120時間未満の労働)	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もないこと。 (出産予定日の前後2か月間)	保育標準時間	母子手帳 (表紙の氏名と出産 予定日が載っている ページ)
病気・障害	病気やけが、心身に障害があること。	状況による	医師の診断書 (家庭での保育が困 難であることが明記 されているもの) 障害手帳の写し
病人の 看護・介護	病人・障害のある人がいるため、看護を常 態としていること。	状況による	医師の診断書 (常時看護・介護必 要とあるもの)
災害復旧	震災・風水害等の災害の復旧に当たってい ること。	保育標準時間	罹災証明
求職活動	求職活動を行っていること。	保育短時間	誓約書
就 学	就学や職業訓練等を行っていること。	状況による	在学証明書
虐待・DV	虐待・DVを受けているおそれがあること。	保育標準時間	-
育児休業	育児休業取得時に保育を利用しているこ と。	保育短時間	就労証明書
そ の 他	その他、類するような状態であること。	状況による	-

※支給認定は、毎年度、現況確認のため、現況届により保育の必要な事由・保育の必要量等について確認を行います。

● 保育の必要量(利用できる時間の区分)

①保育標準時間：1日最長11時間

②保育短時間：1日最長8時間

(ただし、勤務時間や通勤時間を考慮します。)

● 利用の基準日について

毎月1日から入所(園)となります。月の途中から入所はできません。

産休、育休明けの場合は、復職(予定)日によって利用申込できる月が決まります。

- 1日～14日付の復職 → 復職月の前月1日からの利用申込ができます。
(例) 5月1日の復職 → 4月1日からの利用申込が可能
- 15日～31日付の復職 → 復職月の当月1日からの利用申込ができます。
(例) 5月15日の復職 → 5月1日からの利用申込が可能

5. 入所（園）申請について

施設の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、書類の提出漏れのないようご注意ください。

※希望の保育所等へご自身で連絡を取り、申請する前に必ず見学をしてください。

<提出書類>

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書・現況届・施設等利用申込書

児童1人について1枚提出してください。

- ② 「保育を必要とする事由」を証明する書類（保育認定希望の方のみ）
4ページ記載の保育の必要性の表を参考に、父母それぞれ添付してください。
③ 婚姻歴のないひとり親の方は、「寡婦（夫）控除みなし適用申立書」

※「個人番号」の収集

平成28年度1月からマイナンバー制度が始まり、申請には生計が同一の方全員の個人番号カード又は通知カードが必要となります。また、提出される方の本人確認書類の提示をお願いします。

<申請受付期間>

【令和5年4月入所希望の場合】

- 令和4年11月1日から令和4年11月30日までに神川町役場町民福祉課又は神泉総合支所へ申請をしてください。

※他市町村の保育所（園）等を希望する場合には、その市町村へ受付期間を確認の上、上記期限に関わらずお早めに神川町役場町民福祉課又は神泉総合支所に入所申請書を提出してください。

【5月～3月入所（途中入所）希望の場合】

- 施設の入所（園）は、各月1日となります。年度途中の入所申請は、希望する月の前月15日までに、神川町役場町民福祉課に書類をそろえて申請をしてください。
- 4月入所（園）と同様に他市町村の保育所等を希望する場合には、その市町村へ受付期間を確認の上、上記期限に関わらずお早めに神川町役場町民福祉課又は神泉総合支所に入所申請書を提出してください。
- 申請後の事情変更等により、入所（園）申請を取り下げの場合は、必ず20日までに印鑑を持参の上、町民福祉課へお越しください。

<保育認定の広域入所>

- 保育の必要な児童を神川町以外の市町村にある保育所（園）等に入所（園）させることです。
- 保護者の勤務先等がその市町村にあることにより申請できます。
- 広域入所を希望する保護者は、神川町に入所の申請をしてください。

6. 入所（園）決定

- 保育認定申請の方の新年度4月入所（園）の決定は、2月頃に通知いたします。年度途中の場合は入所（園）する月の前月25日頃に通知します。
- 保育認定申請の方は提出していただいた申請書類等に基づき、児童の保育の必要性を審査し、保育必要性の程度の高い方から入所（園）決定いたします。
- 施設にはそれぞれ定員が決められています。したがって、基準に該当しても定員以上の申込があった場合は、入所（入園）することができない場合があります。

7. 利用者負担額（保育料等）

- 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり「3歳児から5歳児まで」と「0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯」の保育料が無償となりました。
- 3歳児以上は主食費（ごはん・パン・めん等）と副食費（おかず・おかし等）を保育施設にお支払いいただきます。ただし、所得等により副食費が免除になる場合があります。
- 利用者負担額（保育料等）については、下記の資料に基づいて決定しています。
4月から8月分：令和4年度市町村民税資料（令和3年1月～12月の所得）
9月から3月分：令和5年度市町村民税資料（令和4年1月～12月の所得）
- 令和4年1月1日又は令和5年1月1日（算定基準日）時点で本町に住民登録があった方は申請時に頂いた同意に基づき、課税状況を確認のうえ、保育料等を決定しますので、書類の提出は不要です。ただし、引っ越しや単身赴任等により、算定基準日に本町に住民登録がなかった方は、次の資料を提出してください。

対象者	提出書類	備考
令和4年1月1日時点で神川町に住民登録がなかった方	保護者と配偶者の個人番号（マイナンバー）	●個人番号（マイナンバー）のご提出をお願いします。また、生計を同じくしている方は、児童と住民登録上の住所が別であっても個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。その場合には申し出てください。
令和5年1月1日時点で神川町に住民登録がない方	上記と同様	●上記と同様 ※9月分からの保育料等の決定に必要となります。

※保育料は市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧し算定します。所得の申告を行っていない場合には算定ができず最高額の保育料をいただくこととなってしまいます。また、副食費の免除の対象となるかを判定する際にも同様に市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧し判定します。そのため、収入の有無に関わらず所得の申告を必ず行ってください。

※世帯には、内縁の夫（妻）や単身赴任等で住民票が別になっている父母等の保護者も含まれます。

- 利用者負担額（保育料）の納付方法は、原則として口座振替（ゆうちょ銀行・埼玉ひびきの農協・埼玉りそな銀行・群馬銀行）です。
保育所（園）へ通う場合には振替日は毎月28日（土日・祝日の場合には翌営業日）です。入所決定後に通知と一緒に預金口座振替依頼書を送付します。
- 広域入所で、他市町村の公立保育所に入所する場合の保育料・副食費は、保育所の所在市町村に納めていただくこととなります。また、認定こども園に入園する場合の利用者負担額（保育料）や副食費は、園に直接支払うこととなります。

8. 入所（園）してから

- 入所月は慣らし保育から始まります。
慣らし保育とは新規入所（園）児童が集団生活に慣れるまでの間、短い時間で預かることを言います。慣らし保育の期間に関しては各保育施設にお問い合わせください。
- 保育の実施期間は当該年度末（3月31日）までとなります。
- 次年度以降の継続入所の場合も毎年現況届の提出（継続確認）が必要となります。
- 毎年度、新規入所の申請と同じ期間に現況届の受付を行います。

9. 退所（園）する場合

- 次の場合には、前月20日までに、「支給認定証」を添えて必ず届け出をお願いします。
 - 神川町から転出する場合
 - 保育に欠ける事由が消滅した場合
（例）保護者が仕事に従事せず、保育できる状態になった場合
母親の傷病が回復し、保育できる状態になった場合
 - 長期間にわたって休所（園）する場合は、休所（園）制度がありませんので退所（園）となります。

10. 申請・届出事項に変更があった場合

- 変更申請（届）を変更内容のわかる書類と「支給認定証」を添えて速やかに提出してください。
（例）勤務先が変わった場合（就労証明書も提出）・転居した場合

令和4年度申込締切日一覧

入所日	申込締切日
令和 5年 4月 1日	令和 4年11月30日（水）
令和 5年 5月 1日	令和 5年 4月14日（金）
令和 5年 6月 1日	令和 5年 5月15日（月）
令和 5年 7月 1日	令和 5年 6月15日（木）
令和 5年 8月 1日	令和 5年 7月14日（金）
令和 5年 9月 1日	令和 5年 8月15日（火）
令和 5年10月 1日	令和 5年 9月15日（金）
令和 5年11月 1日	令和 5年10月13日（金）
令和 5年12月 1日	令和 5年11月15日（水）
令和 6年 1月 1日	令和 5年12月15日（金）
令和 6年 2月 1日	令和 6年 1月15日（月）
令和 6年 3月 1日	令和 6年 2月15日（木）

※町内の保育施設は上記のとおりですが、町外施設希望の場合には毎月10日までにご申請ください。

町内保育所（園）一覧表

令和4年10月1日現在

公・私	施設名	定員	所在地	電話番号	
公立	たんしょうほいくしよ 丹荘保育所	150名	八日市222番地1	0495-77-4048 FAX 0495-71-9575	
公立	あおやぎほいくしよ 青柳保育所	100名	新里2787番地5	0495-77-3596 FAX 同じ	
私立	わたるせほいくえん 渡瀬保育園	20名	渡瀬659番地1	0274-52-2780 FAX 0274-52-5425	

保育時間の状況

令和4年10月1日現在

公・私	施設名	月曜～金曜		土曜日	乳児 受入れ
		短時間	標準時間	時間外	
公立	丹荘保育所	8:30～16:30	7:30～18:30	～18:30	おおむね 生後10か月
公立	青柳保育所	8:30～16:30	7:30～18:30	～18:30	おおむね 生後10か月
私立	渡瀬保育園	8:00～16:00	7:30～18:30	～18:30	おおむね 生後8か月